

指定介護予防短期入所生活介護事業所『聖愛園ショートステイサービス』運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人聖愛育成会が開設する特別養護老人ホーム聖愛園（以下「施設」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態となった高齢者に対し適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定介護予防短期入所生活介護の事業は、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練をおこなうことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担を軽減する。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称…聖愛園ショートステイサービス
- (2) 所在地…岩手県奥州市江刺愛宕字八日市 51 番 3

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容について

(職員の職種、人員及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 常勤1人
管理者は、施設の業務を総括する。
- (2) 事務員 3人以上(常勤)
事務員は、庶務及び会計業務を行う。
- (3) 生活相談員 1人以上
生活相談員は、利用者の生活相談、処遇の企画や実施、利用者やその家族からの苦情や相談の受付を行う。
- (4) 介護員 常勤換算 32人以上
介護員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 看護職員 常勤換算 3人以上
看護職員は、利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (6) 管理栄養士・栄養士 常勤 1人以上
管理栄養士は、食事の献立作成、栄養計算、利用者に関する栄養指導を行う。

- (7) 機能訓練指導員 常勤 1人以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するために訓練を行う。
- (8) 調理員 (外部委託)
調理員は、食事業務を行う。
- (9) 介護支援専門員 常勤 1人以上
介護支援専門員は、利用者の要介護申請や調査に関すること及び施設サービス計画等を行う。
- (10) 医師 1人 (非常勤)
医師は、利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

第 3 章 指定介護予防短期入所生活介護の利用定員

(利用定員)

第 5 条 事業所の利用定員は、20 人以内とする。

(定員の遵守)

第 6 条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う特別養護老人ホームの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行わない。ただし、災害その他やむやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第 4 章 入所者に対する施設サービス内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 7 条 指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防短期入所生活介護提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(サービス提供拒否の禁止)

第 8 条 正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 9 条 当該事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介その他必要な措置を講じる。

(受給資格等の確認)

第10条 指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認する。

- 2 前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定調査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供するように努める。

(要支援認定の申請に係る援助)

第11条 指定介護予防短期入所生活介護の提供開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であっても必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(心身の状態等の把握)

第12条 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は、福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービス提供を受けるための援助)

第13条 指定介護予防短期入所生活介護の提供開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定介護予防短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明することと、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第14条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

- 2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供開始前から終了に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスが利用できるような援

助に努める。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第15条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

(サービス提供の記録)

第16条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額その他必要事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

(利用料等の受領)

第17条 法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、指定介護予防短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と指定介護予防短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。

(1) 食事の提供に要する費用は次のとおりとする。

食事の提供に要する費用	朝食 365円 昼食 545円 夕食 535円
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額 認定者)	第1段階認定者 日額 300円以内 第2段階認定者 日額 600円以内 第3段階①認定者 日額 1,000円以内 第3段階②認定者 日額 1,300円以内
特別な食費	おやつ 55円(希望した場合)

(2) 居住に要する費用は次のとおりとする。

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
個室	320円	420円	820円	820円	1,171円
多床室	0円	370円	370円	370円	855円

(3) おやつ提供にあたっては自己負担(55円)とし、希望者のみの提供とする。

(4) 特別な食事の提供に要する費用

(5) 第29条における通常の送迎の実施地域を超えて行う指定短期入所生活介護に要

した送迎の費用は、実施地域を超えた地点から自宅までの距離に応じ、次に掲げる額に消費税相当額を加算した額を徴収する。

- | | |
|------------------------------------|---------|
| ① 実施地域を超えた地点から往復 5 k m未滿 | 3 0 0 円 |
| ② 実施地域を超えた地点から往復 5 k m以上 2 0 k m未滿 | 5 0 0 円 |
| ③ 実施地域を超えた地点から往復 2 0 k m以上 | 6 0 0 円 |

(6) 理美容代

(7) 前項各号に掲げるもののほか、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

- 4 事業者は、第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得る。ただし、同項第一号から四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第 1 8 条 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護に係る費用の支払いを受けた場合は、提供した指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(指定短期入所生活介護の取り扱い方針)

- 第 1 9 条 利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次号第 1 項に規定する介護予防短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。
- 3 職員は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 5 自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護予防短期入所生活介護計画書の作成)

- 第 2 0 条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して利用することが予想される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用する

サービスの継続性に配慮して、他の職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 介護予防短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。また、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際は、当該介護予防短期入所生活介護計画書を利用者に交付する。

(介護)

- 第21条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の尊厳を重んじ、自立支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- 2 1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭する。
 - 3 利用者の入所者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行う。
 - 4 オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に取り替える。
 - 5 前各項に定めるほか、離床、着替え、整容等その他日常生活上の介護を適切に行う。
 - 6 常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
 - 7 その利用者に対し、利用者の負担により、事業所の職員以外の者に介護を受けさせない。

(食事)

- 第22条 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。
- 2 利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

- 第23条 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のため機能訓練を行う。

(健康管理)

- 第24条 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- 2 事業所の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所定のページに必要な事項を記載する。ただし、健康手帳を有していない者については、この限りではない。

(相談及び援助)

- 第25条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者

又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。

(その他のサービスの提供)

- 第26条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。
2 常に利用者の家族との連携を図るように努める。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第27条 指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。
- (1) 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(職員体制の確保)

- 第28条 利用者に対し、適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することができるよう、職員の体制を定める。
- 2 施設の職員によって施設サービスを提供する。ただし、入所利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
 - 3 職員の資質向上のために、次のとおり研修の機会を設ける。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上

第5章 通常の送迎の実施地域

(通常の送迎の実施地域)

- 第29条 通常の送迎の実施地域は、奥州市江刺とする。

第6章 施設利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

- 第30条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。

(外出及び外泊)

- 第31条 利用者が外出又は外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届ける。

(健康保持)

- 第32条 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため事業所に協力する。

(禁止行為)

第33条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教の信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又これを持ち出すこと。

第7章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第34条 職員は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第35条 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第36条 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに定期的な避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 非常災害時は、予め作成している事業継続計画に基づき事業の継続を図る。また、定期的に計画を見直し、計画に沿った訓練を行う。
- 3 前項の訓練は、年2回以上行う。

第9章 その他施設の運営に関する重要事項

(衛生管理)

第37条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的

な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行う。

- 2 当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講じる。
 - (1) 施設における感染症及び食中毒の蔓延の防止のための対策を検討する委員会を月に1回程度、定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、感染症が発生した場合は、予め作成している事業継続計画に基づき事業の継続を図る。また、定期的に計画を見直し、計画に沿った訓練を行う。
 - (4) 施設において、職員に対し感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止の研修を定期的に実施する。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(掲示)

第38条 当該施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第39条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 当事業所の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
- 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該家族の同意を得る。

(広告)

第40条 事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第41条 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所又はその従業者に対し、要支援被保険者に施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(苦情対応)

第42条 提供した指定介護予防短期入所生活介護に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

- 2 提供した指定介護予防短期入所生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件

の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。また、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告する。

- 3 提供した指定介護予防短期入所生活介護に関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言をうけた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(地域との連携)

第43条 指定介護予防短期入所生活介護事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(会計の区分)

第44条 施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第45条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業者は、利用者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

- (1) 介護予防短期入所生活介護計画書
- (2) 第16条第2項に規定する提供したサービスの内容等の記録
- (3) 三 第19条第4項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 第35条第1項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 第42条第1項に規定する苦情の内容の記録

(その他重要事項について)

第46条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年2月17日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。
この規定は、令和3年8月1日から施行する。
この規定は、令和5年4月1日から施行する。